

## 台風第7号で被災した事業者対象

## 綾部市中小企業者等復旧支援補助金

令和5年台風第7号で被災した中小企業者等の復旧・復興等を支援するため、被災した設備の更新等を行う経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

## ▶ 給付対象者

## 次の要件を満たす中小企業者等

- ① 台風第7号により本市に所在する事業所等が直接的に被災した
- ② 市税に滞納がない または 市税の徴収猶予の特例措置を受けている

## ▶ 給付対象・金額（8月15日以降に生じた補助対象経費対象）

区分	補助対象経費	補助金の額	補助率	補助限度額
(A) 大規模な設備の更新等	京都府中小企業等復興支援事業補助金の交付決定額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)	10/10	100万円
(B) 小規模な機器の修繕等	京都府中小企業等復興支援事業補助金の交付決定額		1/2	5万円
(C) その他の復旧・復興等	土砂撤去や被災により処分した商品等を補充するための仕入れ等の復旧・復興等に要した経費		1/2	15万円

## &lt;対象外となるもの&gt;

- ・被災していない建物、設備、車両、商品等に関する経費
- ・謝礼金や従業員の人件費等
- ・廃棄した製品在庫、仕掛品等の被害額、被災に伴う営業損失
- ・他の公的支援、保険金と重複する経費

## ▶ 申請期間

令和5年10月24日（火）から令和6年2月29日（木）まで

問い合わせ先：綾部市商工労政課 電話 42-4263 メール sykorosei@city.ayabe.lg.jp

▶申請書類の確認（様式は市ホームページからダウンロードできます）

申請書兼請求書（様式第1号）

- 必要事項を記入の上、郵便または持参により、下記の添付書類とあわせてご提出ください。

京都府中小企業等復興支援事業補助金の交付決定通知の写し（A又はBに該当する場合のみ）

- 府補助金は綾部商工会議所で10月31日まで受付

綾部市発行のり災（被災）証明書の写し（Cに該当する場合のみ）

対象経費の内訳、支払が確認できる書類の写し（Cに該当する場合のみ。請求書、領収書等）

本人確認書類の写し（個人事業主のみ。運転免許証等）

※上記のほかに被災状況や対策・対応等の状況が分かる写真や資料があれば添付してください

※交付決定を受けた後に、補助対象経費等に変更が生じた場合は変更承認申請書（様式第3号）を提出し、市の承認を受けてください

▶提出・問い合わせ先

綾部市役所商工労政課 〒623-8501 綾部市若竹町8-1

- ・電話：42-4263（平日：午前8時30分～午後5時15分）
- ・メール：sykorosei@city.ayabe.lg.jp